

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令案の概要

第一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第42号。以下「改正法」という。）関連の改正

1. 欠格要件に該当した許可業者・施設設置者について義務付けられた届出に係る届出事項及び届出期日（規則第2条の7・第5条の5の3・第10条の10の2・第12条の11の3等関係）

改正法により、許可業者及び施設設置者が欠格要件に該当するに至った場合、市町村長又は都道府県知事に「環境省令で定めるところにより」その旨を届け出ることについて義務付けたところであり、今般、当該省令事項として届出事項及び届出期日を定めるもの。

イ 届出事項

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
廃棄物処理施設の設置の場所（施設設置者のみ）
廃棄物処理施設の種類（施設設置者のみ）
許可の年月日及び許可番号
該当するに至った欠格要件及びその内容
欠格要件に該当するに至った年月日

ロ 届出期日

欠格要件に該当するに至った日から2週間以内

2. 運搬受託者及び処分受託者等に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）の保存期間（規則第8条の30等関係）

改正法により、産業廃棄物の運搬又は処分を受託した者に対し、産業廃棄物管理票又はその写しを「環境省令で定める期間」保存する義務を課したところであり、今般、当該省令事項として保存期間を5年間と定めるもの。

3. 産業廃棄物処理業の許可及び産業廃棄物処理施設の設置許可に係る申請書類の追加（規則第9条の2第2項・第10条の4第2項・第11条第7項）

改正法により、許可業者及び施設設置者が欠格要件に該当するに至った場合、市町村長又は都道府県知事にその旨を届け出ることについて義務付けたことに伴い、当該届出義務の履行を確保するため、産業廃棄物処理業の許可及び産業廃棄物処理施設の設置許可に係る申請書類に申請者が欠格要件に該当しない者であることを誓約する書類を追加するもの。

一般廃棄物処理施設の設置許可については、現行法において既に同様の書類が申請書類として定められている（規則第3条第5項第11号）

第二 改正法に関連しない改正

1. 運搬受託者・処分受託者による産業廃棄物管理票（マニフェスト）の記載項目の追加（規則第8条の22・第8条の24関係）

改正法では、岐阜市の善商による過去最大規模の不法投棄事案において産業廃棄物管理業の不正行為が多く見られる等の指摘がなされていることを受け、産業廃棄物の運搬又は処分を受託した者に対する管理票保存の義務づけ等マニフェスト制度の強化を行った。一方、改正法により措置した不正行為以外に、産業廃棄物処理業者が処理を受託していないにも関わらず、マニフェストに自社の印を押印して売りさばく行為（いわゆる「空マニフェスト頒布行為」）が、不適正処理の隠蔽に一役買っていることが指摘されている（現行法上は、処分受託者等の押印がマニフェストの記載項目とされていないことから、法第12条の4に規定する虚偽の管理票の交付に当たらず、刑事罰に問うことができない）。よって不適正処理の一手段となっている空マニフェスト頒布行為を禁止するため、運搬受託者及び処分受託者（事業者）の氏名又は名称をマニフェストの記載項目とする。

2. 産業廃棄物処理業者の再委託に係る規制の明確化（規則第10条の7関係）

法第14条第14項（再委託禁止）は、受けた委託内容の処理を行わずに他人に委託することを禁止する規定であるが、当該禁止措置の例外として事業者から委託された処理については再委託が許容されている一方、中間処理業者から委託された処理（当該業者の中間処理に伴い生じた廃棄物（いわゆる「中間処理後の廃棄物」の処理）については再委託が一切認められていないように読むことができる条文となっている。

しかしながら、中間処理業者が遵守しなければならない委託基準や産業廃棄物管理票の交付に係る規制内容が排出事業者のこれらの規制内容と同一であること等（法第12条第3項から第5項まで等）に照らすと、他者への処理の委託に際して排出事業者と同様の注意義務を求めることが可能である。

また、法が中間処理後の廃棄物については排出事業者ではなく処理を行った当該中間処理業者がさらなる中間処理（又は最終処分）を委託することを想定して規制を設けている以上、中間処理業者からの委託のみ再委託禁止の例外を認めないのは困難である。さらに、災害時等の緊急時に予定していた廃棄物の受入れが困難となる事態や高度な中間処理を行う場合などにケースバイケースで柔軟に処理を細分化することが適当であることも想定されるため、廃棄物の適正処理のために、一定の基準を遵守した適正な再委託を認める必要性が高い。

このため実態上は、中間処理業者が、「中間処理後の廃棄物」の処理を委託する場合、受託した処理業者が再委託基準に従ってさらなる委託を行うことを可能とする運用が認められるところである。

したがって、今般、このような運用について法解釈を明確化するべく、基準

に従って再委託する場合を環境省令で例外的に認めることを明確化することとする。

3. その他所要の改正

平成16年法改正第一弾施行政令改正（平成16年政令第296号）の条ずれ対応（第7条の3、第7条の4、第16条の3及び第16条の4関係）

マニフェストの交付を要しない者から広域再生利用指定業者を削除した改正（平成15年環境省令第32号）に経過措置を追加

平成15年法改正により創設された広域認定制度の施行省令（平成15年環境省令第30号）においては、広域再生利用指定制度（改正前の第9条第3号・第10号の3第3号）を削除するとともに、施行の際現に指定を受けている者について、当面の間指定の効力を有する（許可を要せずして、産業廃棄物の収集・運搬・処分を行うことが可能）とする経過措置を設けた（附則第2条第4項）。この改正では、あわせてマニフェストの交付を要しない場合（第8条の19）から広域再生利用指定制度に係る規定を削除する必要があったところ、措置されていなかったため、平成15年環境省令第32号において、第8条の19の改正を行った。しかしこの第8条の19の改正の際、経過措置により指定の効力を有する者に係る経過措置を設けておらず、現行制度においては、指定の効力を有する者について、マニフェストの交付を不要とする手当がなされていない。

産業廃棄物の輸出確認手続に係る省令改正（平成17年環境省令第4号）の条ずれ対応（第6条の27及び第12条の12の19関係）

平成16年法改正第二弾施行省令改正（平成17年環境省令第7号）の条ずれ対応（附則第2項関係）

第三 施行期日

平成17年10月1日